

仕 様 書

令和 7 年度京都市動物園植栽管理業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

1 総則

- (1) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が京都の代表的な芸術文化観光施設が多くある岡崎公園内に位置すること、また、多くの入園者が訪れる公共施設であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上極めて重要な施設であることを理解したうえで、本業務を通じて快適な環境を提供し、京都市動物園の円滑な運営に寄与しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における適正な維持管理を行うため、必要な一切の手段及び第三者等の安全対策について、関係法規を遵守し、自らの責任において、善良な作業管理を行うこと。万一、受託者の怠慢や過失による損害が生じた場合については、全て受託者の負担とする。

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

- (1) 名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）
- (2) 住所 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
- (3) 面積 41,383 m²

4 業務体制及び業務管理

- (1) 受託者は現場責任者及び作業従事者を定め、書面にてその氏名及び有する資格を通知すること。あわせて、現場責任者の緊急連絡先についても通知すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、年間工程表、作業内訳表を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 受託者は、月間及び週間作業計画表を実施前の月末及び週末に提出し、委託者の承認を得ること。
- (4) 作業は、休園日（令和 6 年度：49 回、12 月 28 日～1 月 1 日については除く）に 3 人以上で実施することとし、休園日以外に作業をする場合には相談をすること。作業時間は午前 9 時～午後 5 時とすること。
- (5) 毎月 1 回（計 12 回）、動物園職員と植栽パトロールを実施し、パトロールの様子を摘録すること。植栽パトロールには 2 人以上参加すること。
- (6) 受託者は、作業開始時及び作業終了時には、それぞれ委託者に申し出ること。また、作業中に機材等を放置した状態で、作業場所から離れないこと。
- (7) 作業に関係のない施設等には許可なく立ち入らないこと。

- (8) 園内の各設備、備品類については、無断で使用しないこと。
- (9) 火気を使用する場合は、事前に委託者に申請書を提出し、作業方法について承認を得ること。
- (10) 安全管理上、作業区域を分離する必要がある作業や高所作業や伐採等の作業車両を使用する作業については、原則として休園日に実施すること。また、その他の作業についても、入園者や委託者の妨げにならないように十分注意を払い、必要な安全対策を講じること。
- (11) 剪定枝葉、刈草、ゴミ等の処分は即日に行うこと。また、処分については、関係法令を遵守し適切な廃棄処分を行うこと。再資源化が可能な草木等については、可能な限り京都市からの許可を受けた資源化施設に搬入し、リサイクルを行うこと。
- (12) 園内で飼育展示する一部の動物については、作業用ヘルメットや騒音に対して過敏に反応するため、作業の際は、委託者の指示に従うこと。
- (13) 園内及び敷地周辺は全面禁煙とする。

5 業務内容

(1) 植栽管理計画の策定・実施

受託者は、以下の各項目の業務内容に基づいた1年間（令和7年4月～令和8年3月）の植栽管理計画を策定し、事前に委託者の承認を得たうえで実施すること。

ア 京都の森の景観維持（別紙1「京都の森育成5年計画を参照」）

山野の低木・地被類の植栽により、来園者が四季を楽しめる空間づくりを進めること、京都の森エリアの棚田から奥へ向かって、動物のケージ、敷地外の住宅まで視線が通り抜けてしまうため、植樹されている常緑樹の維持・補植を行い、森の背景的な常緑の木立を形成するとともに、ケージや住宅への視線を和らげること、来園者に喜ばれる紅葉の景観づくりを行うこと、里の植物（樹木、足元の植物など）の補植を進めていくことを目標景観とした、剪定、補植等により景観を維持すること。

イ 花による魅力増加

来園者が四季折々の花と緑を楽しめる空間づくりを目標とし、広報物「花と緑のいろどりマップ」（別紙2）等を参考に、花の補植等を実施すること。

なお、花による魅力増加の実施に必要な花の補植等の費用は原則受託者が負担すること。

ウ サクラの樹勢維持・保全育成

土壌改良・施肥による樹勢維持・保全育成を進めること。また、積極的な剪定による枝の更新（若返り）・生長の誘導、補植等を実施すること。

エ 植樹された松の樹木の点検・報告

京都の森に植樹された松の樹木について点検、報告を行うこと。なお、植樹箇所は、大正2年、昭和天皇が皇太子殿下の時にお植えになったものと記録されているお手植え松の跡地である。

オ 動物園全体の植栽管理

「植栽に関する5箇年計画」（別紙3）の方針に基づき、補植、施肥、土壌改良等を実施すること。

(2) 植栽管理の実施

受託者は、「京都市動物園高木樹木平面図」（別紙4）及び「京都市動物園高木樹木リスト」（別紙5）に基づき、以下の各項目に定める作業を実施すること。主に高木、生垣（低木）、芝生、花壇、プランター、噴水池、疏水石垣、屋上緑化部分及び壁面緑化部分を作業対象とする。高所作業車による作業は年2回程度、枝葉処分は3トン車で年8回程度を想定している。

なお、動物舎や放飼場内の樹木については、支障枝の剪定等、植栽管理上で作業の必要が生じた場合は、委託者と調整のうえ、作業を実施すること。また、数量の僅少の相違や軽微な変更については、本業務の範囲内で対応すること。

ア 剪定

樹木に対して適切な剪定内容を計画し、委託者と打ち合わせを行ったうえで剪定作業を実施すること。刈込機を使用する場合は、剪定はさみ等による仕上げ刈りを行い、切り口の割れやつぶれを取り除くこと。また、必要に応じて施肥や土壌改良等を実施すること。高木については、自然樹形を活かした管理を行うこと。なお、ゲンジボタルの生息地確保のため、京都の森エリア水路付近については、4月～7月の剪定作業は不要。

イ 除草

作業対象樹木周辺の下草等の除草を行うこと。ヨモギやセイタカアワダチソウ・ススキ等の徒長するものや成長が速いものについては、抜根を行うこと。高木周辺については、根を傷めないように手作業による除草とする。また、草刈機等を使用する際については、石はね等の防止対策やガラス面等の養生を行うこと。

動物舎の前の人止め柵と檻の間についても行うこと、作業を行う際は危険が伴うため、事前に委託者（現場職員）と調整すること。なお、ゲンジボタルの生息地確保のため、京都の森エリア水路付近については、4月～7月の除草作業は不要。

ウ 伐採

樹木の枯死等により、伐採の必要が生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、伐採作業を実施すること。伐採方法については、原則として抜根とするが、抜根が困難な場合については、委託者の承認を得たうえで、伐採し安全管理上支障が無いようにすること。

エ 補植

管理樹木が枯死した場合については、受託者の負担において、原則として同種による補植を実施することとし、可能な限り樹高が同程度の樹木を用意し、委託者の承認を得ること。

なお、枯死の原因によっては、他樹種への変更も可能とするが、事前に委託者の承認を得ること。

オ 園内芝生広場の維持管理

園内の芝生広場（学習・利便施設棟東側2面及び京都の森1面の計3面）につ

いて、芝刈りや除草、施肥やエアレーション等による土壌改良、芝生の張替えやオーバーシード、灌水等による芝生管理を実施すること。

また、京都の森の芝生広場において、例年9月に動物慰霊祭を実施するため、慰霊祭の実施時期は必ず良好な状態を保つようにすること。学習・利便施設棟東側の芝生広場については、繁忙シーズンの週末又はイベント等の実施の際開放するため、可能な限り開放できる状態を維持するとともに、来園者等の踏圧により芝生に負担が掛かることを考慮して管理すること。

なお、芝生が枯死した場合については、本業務の範囲内で張替えを行うこととするが、芝生による維持が困難な場合については、事前に委託者の承認を得たうえで、多年草等によるグランドカバーに変更することも可能とする。

カ 灌水

季節や樹木の種類等により必要な灌水方法や回数を維持管理計画に定め、灌水を行うこと。作業範囲には両入園口の園外側周辺や外周の植栽等を含むものとする。

灌水の方法については人力によるもの又は簡易なものを含めた灌水装置を利用するものとする。灌水装置については、受託者が本業務において設置又は都度用意して使用することとし、使用の際は通行人等に水がかからないように十分注意すること。

なお、バークチップ等が施工されている箇所については、周辺に飛散したバークチップ等を回収したうえで、流失等による不足分を適宜補充すること。

キ 施肥・土壌改良

樹勢が弱い作業対象樹木に対し、受託者の負担で必要な施肥や土壌改良を実施すること。なお、委託者が製造するゾウやシマウマの糞による堆肥を肥料として使用することができるものとし、この場合の肥料については、無償で提供する。

※ 委託者製造堆肥の成分分析結果（チッソ：リン酸：カリウム比）については以下のとおり。

- ・ ゾウの肥料 （１．０：１．２：２．１）
- ・ シマウマの肥料 （１．１：０．３：２．０）

ク 薬剤散布（※京都の森エリアは除く）

害虫等が発生した場合、受託者の負担において、薬剤散布を行うこと。なお、散布範囲、使用する薬剤等の作業内容について事前に委託者に説明（その効果や薬害を含む。）を行い、承認を得ること。薬剤散布については必要最低限とし、周辺への飛散に十分注意すること。特に園内の水路や噴水池等では、タナゴやカワニナ等の生物が生息しているため、これらの生物に影響のないように配慮すること。なお、京都の森エリアにおける薬剤散布は不要。

ケ 巡回調査・災害対策

台風の接近等により、枝折れ等の被害が発生する可能性があるためと認められる場合は、事前に巡回調査を行い、必要に応じて事前の安全対策を実施するとともに、委託者に対して報告を行うこと。

また、災害による被害が発生した場合は、速やかに安全対策を実施するとともに

に、委託者に対して報告を行い、対応策を協議すること。

コ 台帳管理

「京都市動物園高木樹木平面図」(CADデータ)及び「京都市動物園高木樹木リスト」(EXCELデータ)について、適宜修正を行うこと。これらについては、当該年度の12月31日時点のデータを翌年度分として、当該年度の1月15日までに元データに加えPDFデータ化したものを、CD-ROM等により提出すること。

6 安全管理

(1) 安全教育

受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において労働安全教育を徹底すること。

(2) 事故の防止

来園者その他の人身、建物その他の設備及び駐車車両等に損傷を及ぼさないよう細心の注意をもって作業を行うこと。

また、高所作業等の危険な作業を行う場合については、安全管理員を配置する等の十分な安全対策を講じること。

なお、作業については、簡易な調査等を除き、必ず複数人で実施すること。

(3) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、受託者の責任において迅速、万全の対応を行うこととともに、速やかに委託者に対し連絡し、対応後は、事故の概要、原因及び改善策等を書面により報告すること。

また、事故により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

(4) 車両管理

作業車両を除く工事関係車両の敷地内への駐車は不可とする(周辺駐車場を使用する場合は受託者の負担とする。)

また、本業務に伴う車両の出入の際は、関係法令を遵守し、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。また、周辺路上等での路上駐車やエンジンをかけた状態で待機は行わないこと。なお、車両の出入や駐車等により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

7 その他

(1) 当該契約における委託料の支払いについては、業務委託料を4分割し、令和7年6月、9月、12月、令和8年3月の業務終了後、委託者が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。

(2) 本契約委託業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、引継ぎ日又は期間を設定し、動物園職員の立ち合いのうえ、誠実に対応すること。

(3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。